

H18.8.8 東京地裁 H17(ワ)3056 損害賠償等請求事件(信用毀損行為)

事案)

後に無効審決確定となる特許権に基づき競業社の取引先へ警告書を送付する行為が、信用毀損行為を構成しないと判断した事案。

要約)

判決は、被告は本件特許権が無効であることを容易に知り得たのに、あえて警告をしたものと認められず、また、警告は本件特許権の権利行使の一環であるところ、本件警告は社会通念上必要と認められる範囲を超えた内容、態様となっていたとは認められないことを理由に原告の請求を棄却した。

なお、判決は、特許権者から競業者の取引先へ特許権侵害を理由とした警告が行われ、その後、当該特許が無効確定、また、非侵害との判決がなされた場合には、虚偽事実の告知(不正競争防止法2条1項14号)に一応該当するとしたものの、その警告が「正当な権利行使」の一環としてされたものであると認められる場合には、違法性が阻却されると判示した。

ここで「正当な権利行使」の判断基準としては、『事實的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされる事実調査及び法律的検討をすれば、事實的、法律的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのに、あえて警告をしたか』及び『社会通念上必要と認められる範囲を超えた内容、態様となっている場合、すなわち、その実質が競業者の取引先に対する信用を毀損し、当該取引先との取引ないし市場での競争において優位に立つことを目的としてされたものであるか』と判示した。さらに、後者の要件の判断に際しては、『当該警告文書等の形式、文面のみならず、当該警告に至るまでの競業者との交渉の経緯、警告文書等の配布時期、期間、配布先の数、範囲、警告文書等の配布先である取引先の業種、事業内容、事業規模、競業者との関係、取引態様、当該侵害被疑製品への関与の態様、特許権侵害訴訟への対応能力、警告文書等の配布に対する当該取引先の対応、その後の特許権者及び当該取引先の行動等の、諸般の事情を総合して判断』するものと判示した。

以上

(弁護士 井上 義隆)